

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画」の検討等について

水産政策審議会・資源管理分科会（11月12日）において諮問どおり答申がなされたことから、同日付で「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を変更し、以下のとおり、平成23年漁獲可能量（TAC）の設定を行う。

#### 平成23年TACの設定

まあじ、まいわし、するめいかについて、平成23年TACの設定を行う。

（単位：トン）

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
まあじ	平成23年1月～12月	220,000 (224,000)
まいわし	平成23年1月～12月	151,000 (102,000)
するめいか	平成23年1月～12月	272,000 (318,000)

（）内は、前年の数量

※他の魚種（さんま、すけとうだら、さば類、ずわいがに）については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。